

生活指導上の確認事項について

お子様のご入学、ご進級おめでとうございます。年度の始まりにあたり、保護者の皆さまに相原小学校の生活指導上の確認事項についてお知らせいたします。お子様が安心して学校生活を過ごせるように細かな約束が書かれていますので、必ずお読み頂き、お子さんの『相原小学校の約束』の理解の手助けをお願いできればと思います。

1 登下校時について

○決められた通学路を通ります。（登校、下校時は、同じ道。寄り道はしない。）

○道路を横断するときは、信号機のある横断歩道を渡ります。

- ・ 8 時 20 分までに教室に入れるように、余裕をもって登校しましょう。
（校舎には、8：00 のチャイムが鳴ってから入ることができます。）
- ・ 下校途中、友達の家に行って遊んではいけません。
※直接習い事に行くことは、できるだけさけてください。

○忘れ物をしても、家に取りに帰ってはいけません。（登校時 交通事故防止のため）

2 放課後について

○最終下校時刻

5 時間授業（14：10）	6 時間授業（15：00）
4 時間授業（給食あり）（13：10）	4 時間授業（給食なし）（12：10）
月曜 5 時間授業（14：30）	委員会（15：20） クラブ（15：35）

※最終下校時刻を過ぎて児童を残さなければならない場合は、ご家庭に連絡します。

○下校後、忘れ物を取りに来るときは、そのまま教室に入らず、職員室の職員に、「忘れ物を取りに来ました。」などの声をおかけください。

○『まちとも』には、相原小学校の児童の誰でも参加することができます。約束を守って参加しましょう。

- ・ まちともの名札は、家に持ち帰りません。
- ・ 『まちとも』は、最終 17 時には、終了します。

○一度下校してからも、『まちとも』に参加できます。

- ・ お金、おかし、飲食物、ゲーム、カード、エアガンなどは、持ってきてはいけません。
- ・ 自転車で学校に来てはいけません。
- ・ 通常の登校に準じ、サンダルなどの履物は、怪我防止のため履かないようにしましょう。

3 欠席、遅刻、早退、体育見学について

○欠席・遅刻・早退、体育の見学などの連絡は、**tetoru** での連絡を導入しています。**8時15分**までに連絡を入れてください。

○遅刻、早退の場合は、保護者が必ず教室まで付き添い、担任に引き渡してください。

- ・連絡カードには、必ず連絡の取れる連絡先を記入してください。
- ・お子さんが帰宅時に、保護者の方が用事等で留守になるなど普段と違う場合、お子さんに保護者の方の所在が分かるように、事前に伝えておいてください。
- ・遅刻の場合は、東門をご利用ください。

4 服装・身なりについて

○華美な服装を避け、小学生らしい服装・動きやすい服装で登校させてください。
(自然な髪型や髪の色・装飾品は身に付けない。)

5 記名、持ち物について

○ハンカチ、給食用ナフキンを、毎日持たせてください。(清潔なものをご準備ください。)

- ・給食当番用のマスクを ランドセルの落ちない場所に入れておきましょう。
- ・マスク・ハンカチ・ナフキンにも必ず記名をお願いします。

○学習に必要なものは、持って来ないようにしましょう。

- ・持ち物すべてに記名をお願い致します。(鉛筆・消しゴム・その他 個人の持ち物)

○学校には、現金を持ってきてはいけません。バス通学の人は、定期、PASMO (SUICA) を使用してください。

6 その他

○体育見学の時は、よほど体調が悪くない限り、体育の授業場所で見学させます。

- ・体調不良で養護教諭が早退させた方がよいと判断した場合は、原則として担任が保護者へ連絡しますが、養護教諭が連絡する場合があります。

○体調不良で早退する場合は、保護者の方にお迎えをお願いし、直接、お子様を引き渡します。

○学校に、飲み薬は置いてありません。飲み薬を服用する場合は、自分で飲めるように家庭でも練習してください。(担任に、服用の旨を知らせてください。)

- ・保健室は、学校で具合が悪くなったりケガをしたりしたとき、保護者の方に引き渡すまで、一時的に処置し休ませるところです。朝から具合が悪い場合は無理して登校せず、お家で体調を整えるようお願い致します。

○学校で怪我をした場合は、ご家庭へ連絡します。怪我の度合によっては、救急車やタクシーで病院へ連れて行く場合があります。

○緊急時に連絡が取れるよう、緊急連絡先(自宅電話番号・保護者携帯電話番号)を連絡カード・健康調査票に複数記入しておいてください。

- ・携帯電話は必ず緊急連絡先として記入してください。携帯電話に学校の電話番号を登録してください。(042-771-2341 町田市立相原小学校)

○年度途中で、勤め先や緊急連先(携帯も含む)が変わった場合は、必ず、担任にお知らせください。担任の方で、連絡カードや健康調査票に変更を記入します。

- 児童が交通事故にあった場合は、登下校時にかかわらず必ず学校に連絡してください。
- 不審者に遭遇した場合は、まず110番に通報し、その後、学校への連絡をお願いします。
- ご家庭の都合で、携帯電話をお子さんにやむなく持たせる場合は、許可が必要です。
毎年、申請書の提出が必要です。
※町田市では、原則として学校に携帯電話を持ち込むことは禁止しています。

《バス通学についてのお願い》

相原小学校は、地区によってバス通学が認められていますが、以下の点に注意して安全に通学してください。

- 毎年、バスの乗り降り・バスの中での過ごし方などで、一般の方やバス会社から注意を受けることが多くあります。学校でも公共の乗り物の乗り方などを指導していますが、是非、各家庭でも丁寧に指導してください。(大きな声でのお喋り、座席取りなど)
- バスを使用する場合は、原則、定期利用をお願いしています。PASMO (SUICA) は、管理をしっかりお願いします。現金は紛失のおそれがありますので持たせないでください。
 - ・定期や PASMO (SUICA) の貸し借りは、禁止です。定期の場合は不正使用となります。PASMO (SUICA) の貸し借りは、トラブルの元になります。
 - ・色別集団下校の時は、橋本行きのバス1台に乗りきれないため、高学年(4年生以上)は歩いて下校する場合があります。
 - ・バスの中に忘れ物をした場合は、保護者の方がバス会社と連絡をお取りください。